

二 吐水口を有する給水装置が、次に掲げる基準に適合すること。

イ 呼び径が二五ミリメートル以下のものにあつては、別表第二の上欄に掲げる呼び径の区分に応じ、同表中欄に掲げる近接壁から吐水口の中心までの水平距離及び同表下欄に掲げる越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が確保されてること。

ロ 呼び径が二五ミリメートルを超えるものにあつては、別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、同表下欄に掲げる越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が確保されること。

事業活動に伴い、水を汚染するおそれのある場所に給水する給水装置は、前項第二号に規定する垂直距離及び水平距離を確保し、当該場所の水管その他の設備と当該給水装置を分離すること等により、適切な逆流の防止のための措置が講じられているものでなければならぬ。
(耐寒に関する基準)

第六条 屋外で気温が著しく低下しやすい場所その他凍結のおそれのある場所に設置されている

二 バキュームブレーカは、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス五四キロパスカルの圧力を加えたとき、バキュームブレーカに接続した透明管内の水位の上昇が七五ミリメートルを超えないこと。

ホ 負圧破壊装置を内部に備えた給水用具は、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス五四キロパスカルの圧力を加えたとき、当該給水用具に接続した透明管内の水位の上昇が、バキュームブレーカを内部に備えた給水用具にあつては逆流防止機能が働く位置から水受け部の水面までの垂直距離の二分の一、バキュームブレーカ以外の負圧破壊装置を内部に備えた給水用具にあつては吸気口に接続している管と流入管の接続部分の最下端又は吸気口の最下端のうちいずれか低い点から水面までの垂直距離の二分の一を超えないこと。

ヘ 水受け部と吐水口が一体の構造であり、かつ、水受け部の越流面と吐水口の間が分離されていることにより水の逆流を防止する構造の給水用具は、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス五四キロパスカルの圧力を加えたとき、吐水口から水を引き込まないこと。

る。この省令は、平成九年十月一日から施行する。

附 則（平成二年一〇月二〇日厚生省令第一二七号）抄

（施行期日）
この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成四年一〇月二九日厚生労働省令第三八号）

1 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われてゐる建築物に設置されるものであつて、この省令による改正後の給水装置の構造及び材質の基準に関する省令第二条第第一項に規定する基準に適合しないものについては、その給水装置の大規模の改造のときまで、この規定を適用しない。

附 則（平成六年一月二六日厚生労働省令第六号）

給水装置のうち減圧弁、逃し弁、逆止弁、空気弁及び電磁弁（給水用具の内部に備え付けられているものを除く。以下「弁類」という。）にあつては、厚生労働大臣が定める耐久に関する試験（以下「耐久性能試験」という。）により十万回の開閉操作を繰り返し、かつ、厚生労働大臣が定める耐寒に関する試験（以下「耐寒性能試験」という。）により零下二〇度プラスマイナス二度の温度で一時間保持した後通水したとき、それ以外の給水装置にあつては、耐寒性能試験により零下二〇度プラスマイナス二度の温度で一時間保持した後通水したとき、当該給水装置に係る第一条第一項に規定する性能、第三条に規定する性能及び前条第一項第一号に規定する性能を有するものでなければならぬ。ただし、断熱材で被覆すること等により適切な凍結の防止のための措置が講じられているものにあつては、この限りでない。

（耐久に関する基準）

第七条 弁類（前条本文に規定するものを除く。）は、耐久性能試験により十万回の開閉操作を繰り返した後、当該給水装置に係る第一条第一項に規定する性能、第三条に規定する性能及び第五条第一項第一号に規定する性能を有するものでなければならぬ。

附 則（平成二十二年三月六日厚生労働省令第二十七号）
（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。
（経過措置）
第二条 この省令の際に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるものであつて、この省令による改正後の給水装置の構造及び材質の基準に関する省令第二条第一項に規定する基準に適合しないものについては、その給水装置の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。
附 則（平成二十二年一月一七日厚生労働省令第一八号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。
（経過措置）
第二条 平成二十四年三月三十一日までの間、第二条の規定による改正後の給水装置の構造及び

第二条 平成十七年三月三十一日までの間、この省令による改正後の別表第一「有機物（全有機炭素（T.O.C.）の量）」の項中「有機物（全有機炭素（T.O.C.）の量）」とあるのは「有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）」と、同項の中欄中「〇・五 mg／1」とあるのは「・〇 mg／1」と、同項の下欄中「五 mg／1」とあるのは「一〇 mg／1」とする。

第三条 パッキンを除く主要部品の材料としてゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を使用している給水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準については、当分の間、この省令による改正後の別表第一「フェノール類の項中「〇・〇〇〇五 mg／1」とあるのは「〇・〇〇五 mg／1」とする。

第四条 この省令の施行の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるものであつて、この省令による改正後の給水装置の構造及び材質の基準に関する省令第一条第一項に規定する基準に適合しないものについては、その給水装置の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

附 則 (平成二四年九月六日厚生労働省
令第一二三号)
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項第二号イ及び別表第二の改正規定は、平成二十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成二六年二月二八日厚生労働省
令第一五号)
(施行期日) 抄
この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。
(経過措置)
第二条 この省令の施行の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われている建築物に設置されに建築の工事が行われている建築物に設置されるものであつて、第三条の規定による改正後の給水装置の構造及び材質の基準に関する省令第二条第一項に規定する基準に適合しないものについては、当該給水装置の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

第三条 この省令の施行の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるものであつて、新給水装置省令第一条第一項に規定する基準に適合しないものについては、この給水装置の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

附 則 (平成二十三年一月二八日厚生労働省令第一号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。
(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるものであつて、第二条の規定による改正後の給水装置の構造及び材質の基準に関する省令第二条第一項に規定する基準に適合しないものについては、その給水装置の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

第一条 この省令は、令和二年四月一日から施行する。
(施行期日)

第二条 令和三年三月三十日までの間、第二条の規定による改正後の給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(次条において「新給水装置」)

置省令」という。別表第一六価クロム化合物の項の適用については、同項中欄中「○・○○二mg／1」とあるのは、「○・○○五mg／1」とする。

に建築の工事が行なっている建築物に設置されるものであつて、新給水装置省令第二条第一項に規定する基準に適合しないものについては、当該給水装置の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

事項		水栓その他給水装置の末端以外に設置されてい	
化合物		る給水用具の浸出液に係る基準	
六価クロム	六価クロムの量に 関して、○・○○	水銀及びその 化合物	水銀の量に係る基準
六価クロム	六価クロムの量に 関して、○・○○	鉛及びその 化合物	水銀の量に係る基準
六価クロム	六価クロムの量に 関して、○・○○	ヒ素及びその 化合物	水銀の量に係る基準

爭頃

別表第二		呼び径の区分	備考	主要部品の材料として銅合金を使用している水栓その他の給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準にあっては、この表鉛及びその化合物の項中「○・○〇一mg/l」とあるのは「○・○〇七mg/l」と、鉛及びその化合物の項中「○・一mg/l」とあるのは「○・九七mg/l」とある。また、その他の水栓の呼び径の区分による表示は、「一・二・三ミリメートル以下」、「四・五ミリメートル以上」である。	クロロエタノール以下であること。	アミン類	一・二・三	クロロエタノール以下であること。	二度以下であること。
一・三ミリメートル以下のも	近接壁から吐水口の中心までの水平距離	越流面から吐水口の最下端までの垂直距離	ル以上	○・○〇四mg/l以下であること。	○・○〇一mg/l以下であること。	○・○〇一mg/l以下であること。	○・○〇四mg/l以下であること。	○・○〇一mg/l以下であること。	二度以下であること。
二・五ミリメートル以上	近接壁から吐水口の中心までの水平距離	越流面から吐水口の最下端までの垂直距離	ル以上	○・○〇二mg/l以下であること。	○・○〇一mg/l以下であること。	○・○〇一mg/l以下であること。	○・○〇四mg/l以下であること。	○・○〇一mg/l以下であること。	二度以下であること。
一・二・三ミリメートル以上	近接壁から吐水口の中心までの水平距離	越流面から吐水口の最下端までの垂直距離	ル以上	○・○〇一mg/l以下であること。	○・○〇一mg/l以下であること。	○・○〇一mg/l以下であること。	○・○〇四mg/l以下であること。	○・○〇一mg/l以下であること。	二度以下であること。
四・五ミリメートル以上	近接壁から吐水口の中心までの水平距離	越流面から吐水口の最下端までの垂直距離	ル以上	○・○〇一mg/l以下であること。	○・○〇一mg/l以下であること。	○・○〇一mg/l以下であること。	○・○〇四mg/l以下であること。	○・○〇一mg/l以下であること。	二度以下であること。

備考	二〇ミリメートルを超えるもの	二〇ミリメートル以下	四〇ミリメートル以上	四〇ミリメートル以上
別表第三	五〇ミリメートル以上	五〇ミリメートル以上	五〇ミリメートル以上	五〇ミリメートル以上
近接壁がある場合	近接壁の影響がない場合	区分		
近接壁の近接壁が一面の場	壁から離れ(3×D)以下るもの	壁からの離れ(3×D)以上	越流水口から下水口までの垂直距離	1. 浴槽に給水する給水装置（水受け部と吐水口が一体の構造であり、かつ、水受け部の越流水面と吐水口の間が分離されていることにより水流の逆流を防止する構造の給水用具（この表及び次表において「吐水口一体型給水用具」という。）を除く。）にあつては、この表下欄中「二五ミリメートル」とあり、又は「四〇ミリメートル」とあるのは、「五〇ミリメートル」とする。
壁からの離れ(5×D)	壁からの離れ(3×D)以上	(5×D)ミリメートル以上	(1.7×d+5)ミリメートル以上	2. ブール等の水面が特に波立ちやすい水槽並びに事業活動に伴い洗剤又は薬品を入れる水槽及び容器に給水する給水装置（吐水口一体型給水用具を除く。）にあつては、この表下欄中「二五ミリメートル」とあり、「四〇ミリメートル」とあり、又は「五〇ミリメートル」とあるのは、「二〇〇ミリメートル」とする。
+ (1.5) × d	- (1.5) × d	- (1.5) × d	- (1.5) × d	

備考	二面の場合		近接壁が壁からの離れ		壁から離れたもの	
	D..吐水口の内径(単位 ミリメートル)	D..有効開口の内径(単位 ミリメートル)	(4×D)ミリメートル	(4×D)ミリメートル	(3×d)ミリメートル	(3×d)ミリメートル
1 D..吐水口の内径(単位 ミリメートル)						
2 吐水口の断面が長方形の場合は長辺をDとする。						
3 越流面より少しでも高い壁がある場合は近接壁とみなす。						
4 浴槽に給水する給水装置(吐水口一体型給水用具を除く。)において、下欄に定める式により算定された越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が五〇ミリメートル未満の場合につき、当該距離は五〇ミリメートル以上とする。						
5 プール等の水面が特に波立ちやすい水槽並びに事業活動に伴い洗剤又は薬品を入れる水槽及び容器に給水する給水装置(吐水口一体型給水用具を除く。)において、下欄に定める式により算定された越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が二〇〇ミリメートル未満の場合については、当該距離は二〇〇ミリメートル以上とする。						